

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の保管等（第7条—第12条の2）
- 第3章 個人情報の閲覧請求等の権利（第13条—第21条）
- 第4章 救済手続（第22条—第23条の4）
- 第5章 個人情報保護審議会の設置（第24条）
- 第5章の2 実施機関非識別加工情報の提供（第24条の2—第24条の17）
- 第6章 個人情報の保管等を行う者の義務及び事業者への指導（第25条・第26条）
- 第7章 出資法人の義務及び国等への要請（第27条・第28条）
- 第8章 雑則（第29条—第31条）
- 第9章 罰則（第32条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関する事項及び個人情報の閲覧請求等の権利の保障に関する事項並びに実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、公正で民主的な市政の実現を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

一部改正〔平成31年条例2号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人情報をいう。
- （2） 個人識別符号 行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- （3） 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- （4） 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。
- （5） 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （6） 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （7） 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- （8） 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することが

できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。第35条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第24条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

ア 行政機関個人情報保護法第2条第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号。以下「公文書公開条例」という。）第7条第1項に規定する非公開情報（公文書公開条例第8条第1項第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該非公開情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第12条の2第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 公文書公開条例第2条第1号に規定する実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する個人情報が記録されている公文書（同条第2号に規定する公文書をいう。（ア）及び第24条の8第1項において同じ。）の公文書公開条例第5条の規定による公開の請求があったとしたならば、当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(ア) 当該公文書に記録されている個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすること。

(イ) 公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続を執ること。

ウ 市政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第24条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。第24条の6第3号及び第6号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等

ウ 他の地方公共団体

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人一部改正〔平成9年条例2号・27年43号・30年3号・31年2号〕

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、情報システムにおいて個人情報の保管等を行うときは、情報システムの特性を考慮して、個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な取扱いについて厳重な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例34号〕

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、実施機関の行う施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業を遂行するに当たり個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、実施機関の行う施策に協力しなければならない。

（適用上の注意）

第6条 この条例の適用に当たっては、市民及び事業者の権利を不当に侵してはならない。

第2章 個人情報の保管等

（基本的制限）

第7条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある

個人情報の保管等をしてはならない。

- (1) 法令に特別の定めのあるとき。
- (2) 公益の実現を図るため、実施機関が市川市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。ただし、第24条第1項を除く。）の意見を聴いて認めたとき。

一部改正〔平成30年条例3号〕

（業務の届出）

第8条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報管理責任者
- (7) 個人情報に要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は前項の規定による届出事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、業務を開始し、又は届出事項を変更した日以後において前2項の届出をすることができる。

一部改正〔平成30年条例3号〕

（収集の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして本人から直接収集しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の内容
- (4) 収集の法的根拠
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 法令に特別の定めのあるとき。
- (2) 公知性の生じた個人情報であるとき。
- (3) 緊急やむを得ないとき。
- (4) 公益の実現を図るため、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該本人にその旨を通知しなければならない。

4 法令又は条例等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(目的外利用等の制限)

第10条 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行政執行に関連のあるときを除き、第8条第1項の規定により届出をした業務（以下「届出業務」という。）の目的の範囲を超えて個人情報（特定個人情報、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。第11条第1号において同じ。）及び削除情報（第24条の2第4項に規定する削除情報をいう。同号及び第12条の2第2項第2号において同じ。）に該当するものを除く。次項、第15条及び第16条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、法令又は条例に特別の定めのあるとき又は公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

一部改正〔平成9年条例2号・27年43号・31年2号〕

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、届出業務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第16条の2において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、届出業務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を届出業務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加〔平成27年条例43号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

(情報提供等記録の利用の制限)

第10条の3 実施機関は、届出業務の目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

追加〔平成27年条例43号〕

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の4 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

追加〔平成27年条例43号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

(目的外利用等の届出)

第10条の5 実施機関は、目的外利用若しくは外部提供をするとき、第10条の2第2項の規定による特定個人情報の利用をするとき、又は番号利用法第19条各号のいずれかに該当することにより特定個人情報の提供をするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公文書公開条例により個人情報が公開されることとなる場合には、同項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する目的外利用、外部提供又は特定個人情報の利用若しくは提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

追加〔平成27年条例43号〕、一部改正〔平成27年条例43号・31年2号〕

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報（実施機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次号、第13条第1項、第14条、第23条の4及び第25条において同じ。）は、正確で最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他事故を未然に防止すること。
- (3) 個人情報の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄すること。

一部改正〔平成16年条例34号・31年2号〕

（結合の禁止）

第12条 実施機関は、個人情報の処理に当たっては、次に掲げる場合を除き、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

- (1) 法令に特別の定めのあるとき。
- (2) 実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

一部改正〔平成27年条例43号〕

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第12条の2 実施機関は、規則で定めるところにより、その保管している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 実施機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
- (2) 記録情報（個人情報ファイルに記録される個人情報をいう。次項において同じ。）に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- (3) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目（個人情報ファイルに記録される項目をいう。）の一部若しくは次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、届出業務の性質上、当該届出業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- (1) 記録情報の収集方法
- (2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

追加〔平成31年条例2号〕

第3章 個人情報の閲覧請求等の権利

（閲覧等を請求する権利）

第13条 市民（市内に住所を有しないが、実施機関に自己に係る個人情報の保管等をされている者を含む。以下同じ。）は、実施機関に対し、自己に係る個人情報の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号の一に該当する個人情報については、当該個人情報の閲覧等を拒むことができる。

- (1) 法令又は条例に特別の定めのあるもの
- (2) 個人の評価、選考、診断その他本人に知らせることが不適当なもの
- (3) 個人情報の閲覧等をさせることにより、実施機関の正当な行政執行を妨げるおそれのあるもの

一部改正〔平成9年条例2号・27年43号〕

(訂正を請求する権利)

第14条 市民は、自己に係る個人情報について、誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。

(削除を請求する権利)

第15条 市民は、第7条の規定による基本的制限を超え、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらず自己に係る個人情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

(中止を請求する権利)

第16条 市民は、第10条第1項又は第2項の規定によらず自己に係る個人情報が目的外利用又は外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

一部改正〔平成27年条例43号〕

(特定個人情報の利用の中止等を請求する権利)

第16条の2 市民は、自己に係る特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の中止、削除又は提供の中止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は削除

- (2) 第10条の4の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

追加〔平成27年条例43号〕、一部改正〔平成27年条例43号・30年3号〕

(請求手続)

第17条 第13条第1項の規定による個人情報の閲覧等、第14条の規定による個人情報の訂正、第15条の規定による個人情報の削除若しくは前条第1号の規定による特定個人情報の削除又は第16条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止若しくは同号の規定による特定個人情報の利用の中止若しくは前条第2号の規定による特定個人情報の提供の中止を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、本人であることを明らかにし、規則で定めるところにより、実施機関に対し、請求しなければならない。

一部改正〔平成27年条例43号〕

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算

して14日以内に、当該請求の諾否の決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に諾否の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諾否の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により諾否の決定期間を延長したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第3項の規定による通知を行う場合において個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求を拒むことを決定したときは、その理由を記載した書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成9年条例2号〕

(決定後の措置)

第19条 実施機関は、前条（第5項を除く。次項において同じ。）の規定により個人情報の閲覧等の請求に係る個人情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することを決定したときは、速やかに請求者の閲覧に供し、又は請求者にその写しを交付しなければならない。

- 2 実施機関は、前条の規定により訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において実施機関は、当該目的外利用等をしているものに対し、その旨を通知しなければならない。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第19条の2 実施機関は、第18条第1項の規定による訂正の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

追加〔平成27年条例43号〕

(手数料)

第20条 第19条第1項の規定による個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 請求者は、第19条第1項の規定による個人情報の写しの交付を受ける場合には、手数料を納付しなければならない。ただし、紙以外の媒体に複製したものにより個人情報の写しの交付を受ける場合は、この限りでない。
- 3 前項の手数料の額は、別表で定める。

一部改正〔平成27年条例43号・28年18号〕

(個人情報目録の作成)

第21条 実施機関は、規則で定めるところにより、個人情報目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 救済手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条 この条例による個人情報の閲覧等、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求に対する処分又はその不作為については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

全部改正〔平成28年条例18号〕

(審査請求に関する手続)

第22条の2 この条例による個人情報の閲覧等、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求に対する処分又はその不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る実施機関は、速やかに、次条に規定する市川市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を閲覧させ、又はその全部の写しを交付することとする場合
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

追加〔平成28年条例18号〕

(個人情報保護審査会の設置)

第23条 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、市川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、非常勤の委員3名をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 7 審査会の事務は、総務部において処理する。
- 8 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成2年条例17号・11年4号・21年1号・23年2号・4号・28年18号〕

(審査会の調査権限)

第23条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分に係る個人情報の提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問実施機関は、当該個人情報の提出を拒むことができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった個人情報に含まれている情報の内容と請求拒否の理由とを分類し、及び整理することその他の方法により、諮問された事案（以下「事件」という。）に関する説明を求めることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第5項において同じ。）及び諮問実施機関（同条において「審査請求人等」という。）に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

追加〔平成28年条例18号〕

（審査会における事件の取扱い）

第23条の3 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

- 2 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
- 3 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料（前条第1項に規定する個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）の閲覧（フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 4 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 第3項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の規定により納付する手数料については、市川市行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年条例第17号。以下「施行条例」という。）第2章の規定を準用する。この場合において、施行条例第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の条例で定める手数料」とあるのは「市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）第23条の3第5項の手数料（以下「手数料」という。）」と、施行条例第4条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料（以下この章において「手数料」という。）」とあるのは「手数料」と、「同条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合を含む。次項を除き、以下同じ。）」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、同条第2項ただし書中「審理員（法第9条第3項に規定する場合又は法第38条第1項の規定を地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合にあつては、審査庁。次条第1項及び第2項において同じ。）」とあるのは「市長」と、施行条例第5条第1項中「審理員」とあるのは「市長」と、「法第38条第1項」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、同条第2項中「法第38条第1項」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、「審理員」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

7 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、答申は、公表する。

追加〔平成28年条例18号〕

(個人情報取扱いに関する苦情処理)

第23条の4 市長は、個人情報の取扱いに関し生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を処理する体制の整備、関係機関への苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成16年条例34号〕、一部改正〔平成28年条例18号・31年2号〕

第5章 個人情報保護審議会の設置

全部改正〔平成28年条例18号〕

第24条 本市における個人情報保護制度を適正に運営するため、市川市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会の任務は、次のとおりとする。

(1) この条例により付与された権限に属する事項について、市長又は実施機関の諮問に応じ審議すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による実施機関の求めに応じ意見を述べること。

(3) 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号）第9条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(4) 実施機関非識別加工情報その他の本市における個人情報の取扱いについて市長又は実施機関の求めに応じ意見を述べること。

3 審議会は、非常勤の委員8名をもって組織する。

4 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成2年条例17号・11年4号・17年7号・21年1号・23年2号・4号・27年43号・28年18号・31年2号〕

第5章の2 実施機関非識別加工情報の提供

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第24条の2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行政執行に関連のあるときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報（個人情報に該当するものに限る。次項において同じ。）を自ら利用してはならない。

3 実施機関は、法令若しくは条例に特別の定めのあるとき又は公益の実現を図るため市長があら

かじめ審議会の意見を聴いて認めたとときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実施機関以外のものに実施機関非識別加工情報及び削除情報を提供してはならない。

- 4 前2項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

追加〔平成31年条例2号〕

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第24条の3 実施機関は、その保管している個人情報ファイルが第2条第10号アからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第24条の3各号に掲げる事項」とする。

- （1） 第24条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- （2） 第24条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- （3） 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ（イ）に係る部分に限る。）に該当するとき、第24条の8第1項において準用する公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続が執られる旨

追加〔平成31年条例2号〕

（提案の募集）

第24条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、随時又は定期的に、その保管している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

追加〔平成31年条例2号〕

（実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第24条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- （1） 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- （2） 提案に係る個人情報ファイルの名称
- （3） 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数
- （4） 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第24条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- （5） 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- （6） 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- （7） 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の

適切な管理のために講ずる措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな市民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

追加〔平成31年条例2号〕

(欠格事由)

第24条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。第7号において同じ。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第24条の14の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定（行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。）により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(8) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
追加〔平成31年条例2号〕

(提案の審査等)

第24条の7 実施機関は、第24条の5第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第24条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第24条の5第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第24条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第24条の10第1項の基準に適合するものであること。

(4) 第24条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな

市民生活の実現に資するものであること。

(5) 第24条の5第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第24条の5第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第24条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第24条の9の規定により市との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第24条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

追加〔平成31年条例2号〕

(第三者の保護に関する手続)

第24条の8 個人情報ファイル簿に第24条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第24条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報が記録されている公文書の公文書公開条例第5条の規定による公開の請求と、前条第2項の規定による通知を当該公文書の全部又は一部を公開する旨の決定とみなして、公文書公開条例第15条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関」とあるのは、「実施機関（市川市個人情報保護条例第2条第6号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 前項において準用する公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続が執られた同条第1項に規定する第三者が第24条の5第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第24条の9 第24条の7第2項の規定による通知を受けた者は、規則で定めるところにより、市との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第24条の10 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第24条の11 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第24条の3の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「及び第24条の3各号」とあるのは、「並びに第24条の3各号及び第24条の11各号」とする。

- (1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

追加〔平成31年条例2号〕

(作成された実施機関非識別加工情報とその用に供して行う事業に関する提案等)

第24条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報とその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報とその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第24条の5第2項及び第3項、第24条の6、第24条の7並びに第24条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第24条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第24条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第24条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

追加〔平成31年条例2号〕

(手数料)

第24条の13 第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円（当該実施機関非識別加工情報の作成の委託をする場合にあっては、その額に当該実施機関非識別加工情報の本人の延べ数に1円を乗じて得た額を加算した額）の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第24条の9の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 第24条の9（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定によ

り当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 21,000円

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第24条の14 市は、第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第24条の6各号(第24条の12第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

追加〔平成31年条例2号〕

(安全確保の措置)

第24条の15 実施機関は、実施機関非識別加工情報、実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第24条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

追加〔平成31年条例2号〕

(従事者の義務)

第24条の16 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

追加〔平成31年条例2号〕

(実施機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第24条の17 市長は、実施機関非識別加工情報の取扱いに関し生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を処理する体制の整備、関係機関への苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成31年条例2号〕

第6章 個人情報の保管等を行う者の義務及び事業者への指導

一部改正〔平成16年条例2号・34号〕

(個人情報の保管等を行う者の義務)

第25条 次に掲げる者は、その職務又は業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者
- (2) 実施機関から個人情報の保管等の委託を受けて当該個人情報の保管等の業務に従事している者又は従事していた者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定

管理者」という。)の役職員又は構成員(これらの者であった者を含む。)であって、当該公の施設の管理の業務に従事しているもの又は従事していたもの

- 2 実施機関から個人情報の保管等の委託を受けた者及び指定管理者は、実施機関からの個人情報の保管等の受託又は公の施設の管理に係る個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

全部改正〔平成16年条例34号〕

(事業者への指導等)

第26条 実施機関は、事業者が第5条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしておそれのある場合は、当該事業者に対し、必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。

- 2 実施機関は、事業者が違反行為をしていることを認めた場合は、当該事業者に対し、当該違反行為の是正又は中止を指導することができる。

第7章 出資法人の義務及び国等への要請

(出資法人の義務)

第27条 市が資本金等を2分の1以上出資している法人が個人情報の保管等を行う場合は、個人情報の適正な取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成9年条例2号〕

(国等との協力)

第28条 市は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、国、他の地方公共団体その他関係機関と相協力するものとする。

全部改正〔平成16年条例34号〕

第8章 雑則

(運用状況の報告及び公表)

第29条 市長は、この条例の運用状況について毎年1回、規則で定めるところにより、議会に報告するとともにこれを公表するものとする。

(他の手続による閲覧等の取扱い)

第30条 個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が法令又は他の条例に定められている場合は、この条例は、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの閲覧等の請求についての手続が公文書公開条例に定められている場合には、公文書公開条例は適用せず、この条例を適用する。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、自己に係る特定個人情報の閲覧等については、この条例を適用することができる。

- 3 実施機関において保存されている個人情報で、現に市民の閲覧及び利用に供することを目的としているものについては、この条例は適用しない。

一部改正〔平成9年条例2号・27年43号・31年2号〕

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

追加〔平成16年条例34号〕

第32条 第24条の16又は第25条第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属す

る事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

全部改正〔平成31年条例2号〕

第33条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成28年条例18号〕

第34条 第24条の16又は第25条第1項に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た個人情報（組織的に利用するものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例34号〕、一部改正〔平成28年条例18号・31年2号〕

第35条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員であって当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例34号〕、一部改正〔平成28年条例18号・31年2号〕

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により第20条第2項、第23条の3第5項又は第24条の13に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

追加〔平成28年条例18号〕、一部改正〔平成31年条例2号〕

第37条 市長は、偽りその他不正の手段により、第18条第1項に規定する個人情報の閲覧等の決定を受けて、個人情報を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

追加〔平成16年条例34号〕、一部改正〔平成28年条例18号〕

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年9月規則第41号で、第24条の規定は、同61年10月1日から施行）（昭和62年4月規則第11号で、既に施行されている部分を除き、同62年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行日の前日までに、実施機関が保管等をしている個人情報については、この条例の規定により保管等を行つたものとみなす。

附 則（平成31年3月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定（同項に1号を加える部分を除く。）及び第35条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、改正後の第24条の10第1項及び第24条の15第1項に規定する基準を定めようとするときは、平成31年7月1日前においても、市川市個人情報保護審議会に意見を聴くことができる。

（市川市公文書公開条例の一部改正）

3 市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第20条関係）

交付する用紙	手数料の額
白黒で複写され、又は出力された用紙	1枚につき 10円
カラーで複写され、又は出力された用紙	1枚につき 20円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
追加〔平成28年条例18号〕、一部改正〔平成30年条例49号〕